庁 中 一 般 出 先 機 関

総社市事務決裁規程(平成17年総社市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

令和元年10月10日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(副市長が欠けたときにおける特例)	(副市長が欠けたとき <u>等</u> における特例)
第14条 副市長が欠けたときは、この規程中「副市長」とあるのは「 <u>政策</u>	第14条 <u>副市長に事故があるとき、又は</u> 副市長が欠けたときは、この規程
<u>監</u> 」と読み替えるものとする。	中「副市長」とあるのは「 <u>総務部長</u> 」と読み替えるものとする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。